北名古屋市監査公表第２４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

平成３０年１２月１１日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間
人事秘書課、経営企画課及び市民活動推進課
対象期間　平成３０年４月１日から平成３０年９月２６日までの所管事務
実施期間　平成３０年９月３日から平成３０年９月２６日まで

２　監査の概要
所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

３　監査の結果
監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。
人事秘書課、経営企画課及び市民活動推進課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜人事秘書課＞
主な所管事務は、市長及び副市長の秘書用務、市長及び副市長の事務引継、市長の資産等の公開、統括参事、市の後援依頼、市長会、ほう章及び表彰、儀式及び交際、国内交流及び国際交流、特別職報酬等審議会、職員の定数及び配置、職員の任免、分

限、懲戒、服務その他人事、職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件、職員の退職手当及び共済、職員の福利厚生及び衛生管理、職員の公務災害補償、職員の研修及び教養、職員団体、互助会、パブリックコメント、広報及び広聴、報道機関との連絡調整に関する事務である。

⑴　補助事業について

友好提携都市市民交流事業補助金について、補助対象経費は友好提携都市への旅行に要する経費のうち交通費及び宿泊費と規定されているが、その他市長が必要と認める経費として補助している費用を回議書に明記していなかった。

意　見

友好提携都市市民交流事業補助金について、費用の多くがその他市長が必要と認める経費として補助されているため、補助内容を精査し、要綱の見直しを検討されたい。

＜経営企画課＞

主な所管事務は、総合計画、重要な施策の企画、調査及び総合調整、広域行政、市章、市民憲章、都市宣言等、大学等との連携、国土利用計画、地価公示、公有地の拡大の推進、行政改革、行政評価、職員提案、空き家の有効活用、統計調査並びに統計資料の収集、整理、保存及び公表、他の部に属さない施策の企画に関する事務である。

監査を実施した結果、事務事業については、全般にわたり適正に執行されていると認められた。

＜市民活動推進課＞

主な所管事務は、市民協働の推進、市民活動の推進、自治会、地縁による団体の認可、男女共同参画の推進、ドメスティック・バイオレンスの防止計画及び総合調整に関する事務である。

⑴　庶務事務について

男女共同参画推進事業開催業務において、実行委員会が受託する事業の事務を市民活動推進課が事務局として行っているが、事務局が作成する執行伺に支出元として市の予算科目が記載されていた。

⑵　補助事業について

自治会集会施設建設等補助金について、支出負担行為が起票されていなかった。

又、補助事業が完了したときは完了届及び実績報告書を速やかに市に提出しなければならないが、提出が遅れているものがあった。なお、着手届の記載に整合性がないものがあり、市は監督義務があることから十分に確認し、指導すること。